

市報 第172号

たか は ぎ

市民憲章特集

49年7月29日

発行と編集 高萩市役所市長室
担当・市民相談係
高萩市本町1-100(電話)3-2111



市の心の紋章

私たちは戦後29年間、勤勉と努力の結果物の豊かさを得ましたが人間の心はとかく物と金銭に向けられ自己中心になつて、そこに住む人たちの心と心の結びつきがしだいに弱まつてきました。

このような中で高萩市では、昭和47年3月「高萩市総合振興計画」をつくり「生活を快適にする社会開発」「人間愛をはぐくむ人づくり」を目ざして、新しい高萩市の創造のために努力を続けてきました。

市制を施行して20年が過ぎようとしている今、お互いが手を取り合い助け合つて地域社会をよくしていこうとする、これからの新しいまちづくりの共通の指標としていと考え、市の心の紋章ともいわれています市民憲章を制定することにしました。

共通の市民精神

市民憲章は、高萩市民が共通の

市民精神を求め、それを心のよりどころにしながら、高萩市の発展と市民生活の向上に役立てる定めです。

したがって、市民憲章は、全市民が勇氣と希望をもつてお互いの幸せを願い、よりよい市民になるための一つの指針となるものです。

市民全体の願いを

市民共通の指針となり、心のよりどころとなる市民憲章には、市民全体の願いがこめられていることが必要と考えました。そこで、町内会を通じて1000人程度を抽出していただき、アンケート調査を実施することにしました。8月1日ごろアンケート用紙を配布しますので、ぜひご協力をお願いします。

このアンケートの調査結果をもとに、もつとも高萩市にふさわしいと思われる草案をまとめ、市民憲章審議会で検討していきたいと考えています。

この市民憲章審議会は、6月定

例市議会で市民憲章審議会条例が議決され、市民憲章の作成にあたり、市長の諮問機関として設置されたものです。(条例は2ページをこらんでください。)

審議会の今後の予定としましては、8・9月に調査研究をかきね10・11月に草案を作成、これを市長に答申し、議会の議決をへて憲章を制定したいと考えています。

審議会のメンバー

市民憲章審議会の構成メンバーは(1)知識経験者10名(2)団体の役員10名(3)市議会の代表4名(4)市職員5名の29名です。

委員は次の方々です。

【会長】 花園 教之(高萩ロータリークラブ)

【副会長】 北畠 暢男(市議会総務委員長)

長久保 厚(市教育長)

【委員】 ○大部 享克(農林業)

○鈴木 一慧(高萩小学校長)

○棚谷多美子(主婦)

○笠谷喜之助(市文化協会)

○助友 和次(高萩ライオンズクラブ)

永山 公平(医師)

滑川 秀夫(高萩中学校長)

○根本 昇(商業)

○細金 秀隆(農業)

○宮井 義純(高萩高等学校長)

山口 周一(商業)

和田 元夫(日本加工紙KK高萩工場長)

○大平 信行(高萩地区労働組合協議会)

○笠谷喜之助(市文化協会)

○助友 和次(高萩ライオンズクラブ)

鈴木 好之(市農業協同組合)

高橋 正祐(市青年団体連絡協議会)

沼野 義次(市商工会)

益子 君代(高萩婦人会)

○松本 千代(農協婦人会)

○吉久保哲也(市青年会議所)

阿部 正寿(市議会議長)

○石 安太郎(市議会副議長)

篠原新一郎(市議会総務委員長)

下山田一郎(助役)

○佐川誠太郎(総務部長)

矢代 正史(秘書人事担当)

矢代 正史(秘書人事担当)

矢代 利男(教育委員会社会教育課長)

(○印は起草委員です)

起草委員12名は、第1回市民憲章審議会で、草案策定についての調査研究を行うために選任されました。

憲章制定の市町村は

全国で四〇二県内は五

憲章の制定状況

全国の各市町村は、昭和40年代に入ってから盛んに憲章を制定しています。その主な原因としては、社会の急激な変動が考えられます。憲章が、どのような形で制定されているかについては、市民の提案による場合と行政側の提案とに大きくわけられますが、ほとんどすべての市町村は、市民の手で市民総意を結集してこれを行なっています。

昭和49年3月末現在、全国で市(町村)民憲章を制定している市(町村)の数は四〇二、内訳は別表憲章制定状況一覧表のとおりです。

○全国の状況

昭和49年3月末現在、全国で市(町村)民憲章を制定している市(町村)の数は四〇二、内訳は別表憲章制定状況一覧表のとおりです。

○県内の状況

県内では、昭和43年制定の勝田市をはじめとして、現在までに、水海道・下館・水戸・岩井の5市が憲章を制定しています。

憲章のかたち

市民憲章は、実例のように一般には、前文と本文からできています。前文では、憲章を制定する趣旨や憲章の性格などを説明します。本文では、市民全体の指針とするにふさわしい事項を、五項目から七項目程度うたうのが普通です。

憲章制定状況一覧表

| | 市町村数 | 制定している市町村数 | 制定率(%) | 準備中の市町村数 |
|---|------|------------|--------|----------|
| 市 | 643 | 252 | 39 | 21 |
| 町 | 1974 | 141 | 7 | 5 |
| 村 | 659 | 9 | 1 | 3 |
| 計 | 3276 | 402 | 12 | 29 |

(昭和49年3月末現在)

旭川市市民憲章 (昭和37年9月制定)

わたくしたちは、旭川市の市民であることに誇りと責任を感じ、この憲章を掲げてよりよい旭川をつくることに努めます。

- 1 元気で働き、楽しい家庭をつくりましょう。
- 1 親切をつくし、あたたかい社会をつくりましょう。
- 1 きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。
- 1 自然を愛し、きれいな都市をつくりましょう。
- 1 文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

勝田市市民憲章 (昭和43年2月制定)

わたくしたちは、緑の自然と青空に、生産のいぶきがこだまする勝田の市民です。

- わたくしたちは、大きな希望をもつてあゆみ、このまちをより住みよく、より豊かに発展させるための道しるべとして、市民憲章を定めます。
- 1 自然を愛し、緑と花につつまれたまちをつくりましょう。
 - 1 しごとに誇りを持ち、楽しく働きましょう。
 - 1 お互いに助けあい、だれにも親切にしましょう。
 - 1 スポーツを楽しみ、芸術にしみこみましょう。
 - 1 公害、交通事故のない、安全なまちをつくりましょう。

高萩市 市民憲章 審議会条例

(設置)

第1条 郷土の誇り高い歴史と伝統の上に、市民の理性と愛を呼び起こし、より住みよくより豊かなまちづくりのため地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、高萩市市民憲章審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は市長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

- (1) 本市が定める市民憲章の調査審議に関すること。
- (2) その他市長が市民憲章制定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、市長が委嘱する次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 市議会議員 5名以内
- (2) 団体の役員 10名以内
- (3) 知識経験者 10名以内
- (4) 市職員 5名以内

(会長および副会長)

第4条 審議会に会長および副

- 1 会長を置く。
- 2 会長および副会長は委員のうちから選任する。
- 3 会長は、審議会を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は必要に応じ、会長が招集する。

2 審議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(起草委員会)

第6条 審議会に、草案策定についての調査研究を行なうため、起草委員会を設けることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長室において行なう。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

この条例は公布の日から施行し、第2条の規定による審議終了の翌日をもって効力を失う。

※公布 昭和49年6月17日